

第 55 回 定期大会議案書

と き：令和 3 年 7 月 9 日

ところ：関東信越税理士会館



関東信越税理士政治連盟

第1号議案 令和2年度運動経過及び組織活動の承認を求める件

令和2年度運動経過及び組織活動報告

自 令和 2年4月 1日
至 令和 3年3月31日

一 運動経過の概要

令和2年度は、新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、令和2年4月、令和3年1月の政府による緊急事態宣言の発令もあり、例年のような運動を行うことができなかつた1年であつた。

関東信越税理士政治連盟（以下この議案書において「本連盟」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大防止を優先し、活動が制限される中であったが、日本税理士政治連盟（以下この議案書において「日税政」という。）の運動方針に則り、税理士の社会的地位の向上と関東信越税理士会（以下この議案書において「関東信越会」という。）の基本施策を実現するため、第54回定期大会で決定した運動方針及び組織活動方針に基づき、各県税理士政治連盟（以下この議案書において「各県税政連」という。）及び税理士による国會議員等後援会（以下この議案書において「後援会」という。）の協力を得て、各種施策・運動等を実施した。

1. 公正な税制の確立及び税務行政改善のための運動について

本連盟は、令和3年度の税制改正に対して情報収集を強化し、日税政及び各県税政連並びに後援会と連携しながら、集団での活動が困難な中でも、個々の役員の活動を通じて粘り強い運動を展開した。その結果、中小企業者等の法人税の軽減税率の特例など中小企業者等に対する各種の租税特別措置の期限延長などの要望がとりあげられた。

日税政は、日本税理士会連合会（以下この議案書において「日税連」という。）の税制改正建議書を基に「令和3年度税制改正に関する要望（今後の税制改正についての基本的な考え方及び32の要望項目）」を作成し、そのうちから最重点要望4項目、重点要望10項目を決定した。本連盟もこれを基に重要要望項目を正副会長会及び正副幹事長会において決定した。

本連盟が、決定した最重点要望項目は次の4項目である。

(1) 消費税の仕入税額控除について適格請求書（インボイス）保存方式を見直すこと

仕入税額控除は、現行の帳簿保存方式で適正に計算されていること、小規模事業者の事務負担が増大することや、インボイス発行登録事業者以外が取引から排除される可能性もあり、適格請求書等保存方式には様々な問題があり、その導入には反対であること。

(2) 消費税の非課税取引を見直すこと

消費税が導入された平成元年には、その非課税取引は消費という概念になじまないものに限られていたが、その後に政策的配慮から非課税取引が追加されてきた。消費税課税の

本来の趣旨を再考し、消費税の非課税取引の範囲について見直しをすべきである。

(3) 所得税の所得控除について基礎的的人的控除を拡充すべきである。

所得控除の基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）については、生活基盤となる最低限度の保障であり、10万円程度の基礎控除増額の改正がされたが、さらに給与所得や年金所得などの所得種類別の態様による控除額を減額して、基礎的的人的控除を増額すること。

(4) 災害関連税制について

「災害損失控除」を創設するとともに、現行の所得税法の雑損控除で規定されている「盜難や横領」ではなく、地震や風水害のほかウィルス感染に関する損失も含めた損失控除制度を設けること。また、相続時精算課税制度の適用を受けた受贈財産について災害等のためその価値が減少した場合の相続評価についての救済措置を設けること。

本連盟は、コロナ感染拡大防止を優先し、例年行っている団体での議員会館への一斉陳情を中止することとし、第一次陳情を8月3日から9月10日、第二次陳情として10月5日から11月5日までの期間として、各県税政連役員及び税理士による国会議員後援会役員の協力を得て、地元での陳情を実施した。

10月20日には、日税政が実施した一斉陳情に合わせ、本連盟の国対委員会が中心になり、議員会館において各県選出の国会議員に陳情をおこなった。

令和3年度税制改正大綱にとりあげられた主な項目（一部実現したもの、検討事項とされたものを含む）及び成果は次のとおりである。

- ① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例など中小企業者等に対する各種の租税特別措置の期限延長
- ② 青色申告書を提出する法人における欠損金の取扱いの緩和
- ③ 電子帳簿等保存制度の見直し
- ④ 個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る申告手続の簡素化

最重点要望4項目については、陳情の中で一定の理解は得られたものの、本年度において実現ができなかった。

2. 国政選挙への対応について

本連盟は、令和3年10月21日に衆議院が任期満了となることから、第49回衆議院議員総選挙に向けて40人の推薦候補者を擁立した。

3. 税理士法改正について

税理士法改正について、令和3年度税制改正大綱の検討事項に、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応する観点から税理士法を改正する旨明記された。

4. 後援会対策について

例年 10 月に開催している後援会会長連絡会議は、コロナ感染拡大の影響から中止をすることとした。

このような環境の中であったが、本連盟で今年度に設立された後援会は次のとおりである。

令和 2 年 8 月 3 日 税理士による井出庸生後援会を設立（衆・長野 3 区）

令和 2 年 9 月 7 日 税理士による石川昭政後援会を設立（衆・茨城 5 区）

令和 2 年 12 月 6 日 税理士による大野元裕後援会を設立（埼玉県知事）

5. 広報活動について

本連盟は、広報委員会の企画編集で発行される「関税政」及び本連盟のホームページにおいて、会員に税政連活動の理解を求めた。

6. 税理士が行う税務支援について

本連盟は、後援会組織を通じて国会議員等に対して、小規模納税者支援事業を税理士会が実施していることへの理解と協力を要請しているが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響から国会議員の視察ができる限り自粛をすることにし、このような状況下でもあえて視察をしたいという希望もあり、感染症予防に十分な配慮を行いつつ、数件の国会議員による視察が行われた。

7. その他

本年度は、新型コロナウイルス感染症により、全体での会務活動が制限されたが、電子メールによる意見交換、インターネットによるウェブ会議等を活用して協議をおこなった。

また、栃木県税理士政治連盟（以下「栃税政」という）を被告とした事件について、第一審では被告の栃税政が勝訴したが、原告から高等裁判所に控訴されていた件は、9 月 29 日東京高等裁判所における和解により終結をした。

二 各機関の審議状況

1 大会に関する事項

令和 2 年 6 月 10 日 第 54 回定期大会

第 1 号議案 令和元年度運動経過及び組織活動の承認を求める件

第 2 号議案 令和元年度収支決算の承認を求める件（監査報告）

第 3 号議案 令和 2 年度運動方針の議決を求める件

第 4 号議案 令和 2 年度組織活動方針の議決を

求める件

- 第5号議案 令和2年度収支予算の議決を求める件
第6号議案 大会決議の議決を求める件

令和 3年 3月 25日 令和2年度 臨時大会
議案 役員任期満了による役員改選の件

2 正副会長会及び正副幹事長会に関する事項

令和 2年 5月 14日 第1回正副会長・正副幹事長合同会議（書面議決）

- 1 第5・4回定期大会の議案について
- 2 第5・4回定期大会の提出議案について

令和 2年 8月 3日 第2回正副会長・正副幹事長合同会議

- 1 定期大会の報告について
- 2 今年度の日税政の税制改正要望項目及び今年度の
関税政の税制改正における最重点要望項目につい
て
- 3 日税政定期大会の代議員推薦について
- 4 後援会会長連絡会議について
- 5 地元陳情について
- 6 支援後援会の助成金について
- 7 税理士による国會議員等後援会の支援に関する
規程の一部改正について
- 8 今後の会議日程について

令和 2年 9月 17日 第3回正副会長・正副幹事長合同会議

- 1 栃税政訴訟控訴審について
- 2 衆議院総選挙について

令和 2年 12月 22日 第4回正副会長・正副幹事長合同会議

- 1 支援後援会助成金・活動助成金の申請書について
- 2 令和3年度税制改正の結果報告について
- 3 次年度の行事日程について
- 4 「税政連の理解を深める為のリーフレット」
について
- 5 国會議員等への新年挨拶について
- 6 日税政委員会の活動報告

令和 3年 2月 8日 第5回正副会長・正副幹事長合同会議

- 1 臨時大会について
- 2 全国後援会活動活性化会議について

3 『税理士による知事・市長後援会に関する助成金規定』後援会設立助成金申請書の様式について

令和 3年 3月 26日 第6回正副会長・正副幹事長合同会議

- 1 臨時大会の結果について
- 2 委員会の引継事項について

3 幹事会に関する事項

令和 2年 4月 15日 第1回幹事会（書面審議）

- 1 第54回定期大会各県税政連選出代議員割当数（案）について

令和 2年 5月 25日 第2回幹事会（書面審議）

- 1 第54回定期大会の書面議決について
- 2 第54回定期大会の議案について
- 3 第54回定期大会の提出議案について

令和 3年 2月 25日 第3回幹事会（書面審議）

- 1 臨時大会の開催方法、日程について
- 2 臨時大会の提出議案について

4 役員候補選考会に関する事項

令和 3年 2月 8日 役員候補選考会

- 1 次期役員候補者の選考について

5 会計監事会に関する事項

令和 2年 5月 18日 会計監事会

- 1 令和元年度監査の実施について

三 各機関の活動状況

1 委員会に関する事項

各委員会とも新型コロナウイルス感染拡大防止を優先し、集合しての会議開催は中止とし、ウェブ会議及び電子メール等を使用しての最低限の活動となった

2 後援会に関する事項

令和 2年 8月 3日 税理士による井出庸生後援会を設立（衆・長野3区）

令和 2年 9月 7日 税理士による石川昭政後援会を設立（衆・茨城5区）

令和 2年 12月 6日 税理士による大野元裕後援会を設立（埼玉県知事）

3 広報に関する事項

令和 2年 5月 15日 「関税政」第44号発行
令和 2年 10月 15日 「関税政」第45号発行
令和 3年 2月 15日 「関税政」第46号発行

第2号議案 令和2年度収支決算の承認を求める件

令和2年度 収支計算書

自 令和 2年4月 1日
至 令和 3年3月31日

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
分 担 金	40,518,500	40,634,000	△ 115,500	
分 担 金	40,518,500	40,634,000	△ 115,500	
寄 付 金	100,000	1,167,950	△ 1,067,950	
個人からの寄付	0	0	0	
政治団体からの寄付	100,000	1,167,950	△ 1,067,950	
そ の 他 の 収 入	1,000,000	1,210,800	△ 210,800	
雑 収 入	1,000,000	1,210,800	△ 210,800	
前 年 度 繰 越 金	24,000,367	24,000,367	0	
前 年 度 繰 越 金	24,000,367	24,000,367	0	
合 計	65,618,867	67,013,117	△ 1,394,250	

(支出の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
経 常 経 費	10,500,000	10,368,606	131,394	
備 品 ・ 消 耗 品 費	500,000	450,272	49,728	
事 務 所 費	10,000,000	9,918,334	81,666	
政 治 活 動 費	43,800,000	19,990,258	23,809,742	
組 織 活 動 費	20,000,000	6,546,711	13,453,289	※ 1
選 举 関 係 費	500,000	0	500,000	
そ の 他 の 事 業 費	100,000	0	100,000	
調 査 研 究 費	100,000	0	100,000	
寄 付 ・ 交 付 金	23,000,000	13,443,547	9,556,453	※ 2
そ の 他 の 経 費	100,000	0	100,000	
予 備 費	11,318,867	0	11,318,867	
予 備 費	11,318,867	0	11,318,867	
次 年 度 繰 越 金	0	36,654,253	△ 36,654,253	
次 年 度 繰 越 金	0	36,654,253	△ 36,654,253	
合 計	65,618,867	67,013,117	△ 1,394,250	

※ 1 組織活動費内訳

組 織 対 策 費	2,983,308
大 会 費	520,153
交 際 費	630,400
広 報 費	2,412,850
合 計	<u>6,546,711</u>

※ 2 寄付・交付金内訳

日税政分担金	8,830,800
各県税政連交付金	1,425,720
後援会活動助成金	2,987,027
参議院議員等推薦料	200,000
合 計	<u>13,443,547</u>

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
現金預金	37,104,525	未払金	450,272
		流動負債合計	450,272
		負債合計	450,272
		正味財産の部	
		【正味財産】	
		正味財産	36,654,253
		(うち当期正味財産増加額)	(12,653,886)
流動資産合計	37,104,525	正味財産合計	36,654,253
資産合計	37,104,525	負債及び正味財産合計	37,104,525

財産目録

令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金額
資産の部	
【流動資産】	
現金預金	
現金手許有高	200,917
みずほ銀行大宮支店普通預金	36,903,608
八十二銀行大宮支店普通預金	0
資産合計	37,104,525
負債の部	
【流動負債】	
未払金	
未払備品消耗品費	450,272
負債合計	450,272
正味財産	36,654,253

監 査 報 告 書

私たちは、関東信越税理士政治連盟規約第25条第1項の規定により、同連盟の令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の収支計算書、貸借対照表及び財産目録について、関東信越税理士会が定める監査方法に準じて監査を実施しました。監査の結果、私たちは、これらの計算書類が同連盟の令和3年3月31日現在の財政状態と令和2年度の収支の状況を適正に表示していると認めます。

令和3年5月18日

関東信越税理士政治連盟

会計監事（埼玉） 豊岡 清朗

会計監事（茨城） 羽生 健志

会計監事（栃木） 関口 俊一

会計監事（群馬） 今泉 祐史

会計監事（長野） 星野 直信

第3号議案 令和3年度運動方針の議決を求める件

令和3年度運動方針（案）

自 令和 3年4月 1日

至 令和 4年3月 31日

本連盟の目的はその規約第3条において下記のとおり定められている。

第3条（目的）

本連盟は、関東信越税理士会の方針にそって、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

規約にあるように、本連盟は関東信越会の方針とその事業の達成以外の政治活動を行うものではなく、関東信越会の方針に沿った政治活動を行うものである。

主たる運動としては、関東信越会が税理士法第49条の11（建議等）の「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」との規定に基づき、関東信越会の理事会において決議された令和4年度税制改正及び税務行政に関する意見とこれらを基礎とした税理士法第49条の15により日税連の理事会で決議された建議書に従った政治活動を行うことである。

本連盟では、税理士の社会的地位の向上と関東信越会の基本施策を実現するために、各種施策・運動等に取り組んでいく必要がある。

また、本連盟の規約第3条の目的を達成するために、各県税政連や後援会及び日税政と連携し、本連盟の施策に賛同し尽力される国会議員を支持し、次に掲げる具体的課題に取り組むこととする。

- 1 税制改正への対応については、中小企業の活性化に資する政策の実現や経済的弱者に配慮した政策の実現に向けた活動を行う。
- 2 社会保障・税番号制度への対応については、その利用状況を注視し、個人事業者番号などの導入について個人情報などの保護に資する活動を行う。
- 3 税務行政改善への対応については、調査手続規定の運用を注視し、納税者の権利・利益の救済・保護に資する活動を行う。
- 4 税理士法の改正については、更なる税理士制度の発展を目指し、資格制度見直しの動向を注視するとともに、会員の研修についても支援できるように引き続き活動を行う。
- 5 税理士制度に影響を及ぼす規制改革や制度改革の動向については、迅速かつ的確な対応を行う。
- 6 国政選挙等については、各県税政連や後援会と連携して、支援活動を積極的に行う。
- 7 各県税政連の活動の充実を図り、会員の増強に努め、組織の強化を図る。

第4号議案 令和3年度組織活動方針の議決を求める件

令和3年度組織活動方針(案)

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月 31日

令和3年度運動方針に基づき、目標達成のため各委員会において次の運動を強力に推進する。

一 政策委員会

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 日税政及び関東信越会と連絡調整を図る。
- 4 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努める。
- 5 税理士の社会的登用、業務の確保・拡充を図るための諸施策を進める。
- 6 税理士の業務及び職域に対する各種侵害行為を防止するための諸施策を進める。
- 7 税理士法改正・税制改正等税理士の業務に大きな影響を与える情報を検討・分析し、関東信越会にその対応方法等を助言する。
- 8 各県税政連の会員の資質向上に寄与する研修会開催の企画立案を行う。

二 財務委員会

- 1 本連盟の財政基盤の強化と健全な運営を図る。
- 2 後援会活動の活動費を支援する。

三 組織委員会

- 1 本連盟の組織の拡大及び組織活動の統一強化を図る。
- 2 各県税政連と連絡調整及び連携強化を図る。
- 3 各県税政連の地域に密着した活動を支援するための諸施策を進める。

四 国対委員会

- 1 推薦国會議員の活動を積極的に支援するとともに懇談会等を実施する。
- 2 後援会対策委員会と連携し、後援会活動を積極的に支援する。
- 3 日税政が企画する国会対策活動に積極的に協力する。
- 4 本連盟の選挙対策を企画立案し、具体策を講ずる。
- 5 公職選挙法及び政治資金規正法の理解と選挙に対する正しい知識の研修と普及に努める。
- 6 前各項のほか、本連盟の事業遂行に必要な国会活動対策を企画立案し、

請願、陳情等の具体的運動を実施する。

五 広報委員会

- 1 本連盟の目的達成のため、機関紙「関税政」を発行し、情報の提供を行う。また日税政の機関紙の発行に協力する。
- 2 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。
- 3 本連盟の更なる認知向上を目指すため、広報活動の充実を図る。
- 4 各委員会と連携して本連盟ホームページの内容充実と更新頻度を高め、その有効活用を図る。

六 後援会対策委員会

- 1 各県税政連における国会議員等の後援会の組織の強化と活動の活性化を支援する。
- 2 各県税政連における国会議員等の後援会の新規設立を支援する。

第5号議案 令和3年度収支予算の議決を求める件

令和3年度収支予算(案)

自 令和 3年4月 1日

至 令和 4年3月31日

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
分 担 金	40,925,500	40,518,500	407,000	
	40,925,500	40,518,500	407,000	
寄 付 金	100,000	100,000	0	
	個人からの寄付	0	0	0
そ の 他 の 収 入	100,000	100,000	0	
	雑 収 入	1,000,000	1,000,000	0
前 年 度 繰 越 金	36,654,253	24,000,367	12,653,886	
	前 年 度 繰 越 金	36,654,253	24,000,367	12,653,886
合 計	78,679,753	65,618,867	13,060,886	

(支出の部)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
経 常 経 費	10,500,000	10,500,000	0	
	備 品 ・ 消 耗 品 費	500,000	500,000	0
	事 務 所 費	10,000,000	10,000,000	0
政 治 活 動 費	43,800,000	43,800,000	0	
	組 織 活 動 費	20,000,000	20,000,000	0 ※1
調 査 研 究 費	500,000	500,000	0	
	その他の事業費	100,000	100,000	0
	選 举 関 係 費	100,000	100,000	0
	調 査 研 究 費	100,000	100,000	0
	寄 付 ・ 交 付 金	23,000,000	23,000,000	0 ※2
予 備 費	100,000	100,000	0	
	24,379,753	11,318,867	13,060,886	
合 計	78,679,753	65,618,867	13,060,886	

※1組織活動費内訳

組織対策費	10,500,000
大 会 費	4,000,000
交 際 費	2,000,000
広 報 費	3,500,000
合 計	20,000,000

※2寄付・交付金内訳

日税政分担金	8,929,200
各県税政連交付金	3,500,000
後援会活動助成金	5,000,000
衆議院議員推薦料	4,500,000
その他活動費	1,070,800
合 計	23,000,000

第6号議案 大会決議の議決を求める件

大 会 決 議 1

われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための眞の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。

右決議する。

令和3年7月9日

関東信越税理士政治連盟

第55回定期大会

大 会 決 議 2

われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を展開する。

右決議する。

令和3年7月9日

関東信越税理士政治連盟

第55回定期大会

大 会 決 議 3

われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のため強力な運動を展開する。

右決議する。

令和3年7月9日

関東信越税理士政治連盟

第55回定期大会

大 会 決 議 4

われわれは、税制改正に際し、中小企業者に過重な負担をもたらすことのないよう
強力な運動を展開する。

右決議する。

令和3年7月9日

関東信越税理士政治連盟

第55回定期大会

大 会 決 議 5

われわれは、規制改革の動向を注視し、税理士会への強制入会制と税理士業務の無償独占堅持のため強力な運動を展開する。

右決議する。

令和3年7月9日

関東信越税理士政治連盟

第55回定期大会

大 会 決 議 6

われわれは、税理士の業務に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。

右決議する。

令和3年7月9日

関東信越税理士政治連盟

第55回定期大会